

申請に対する処分

処分名	進学，修学のための奨学資金の貸付け（教育奨学生）
根拠法令	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例第6条，同施行規則第6条
所管課	教育委員会総務課

1 審査基準

申請を行うことができる者

市内に引き続き3年以上居住し，生活の本拠を有する者又はその子弟のうち，経済的理由で進学もしくは修学することが困難と認められる者又は，学力，芸術，文化若しくはスポーツに優れている者で次のいずれかに該当する者

ア 高等学校奨学生

高等学校又は，高等専門学校（1年，2年，3年）に進学又在学している者

イ 大学奨学生

高等専門学校（4年，5年），専修学校の専門課程，大学又は大学院に進学又は在学している者のうち下記のいずれかに該当する者

申請の方法

学校長を経て奨学生申請書，教育奨学生推薦調書，収入等に関する証明書（奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則第2条に規程）に次の書類を添付して提出する。

添付書類

(ア) 住民票の写し

(イ) 市長の発行する納税証明書

許認可等の要件

奄美市ふるさと創生人材育成基金条例第6条（審査基準（1））に該当する者で学業，人物，健康及び家計の各項を精密に検討し，これに総合判定を加え，奨学生として適当と認められる者（奄美市教育奨学生選考基準（奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則第4条）に規程）に基づき選考する。

2 標準処理時間

90日